

発表日 令和4年12月24日

担当課：農林水産部畜産課  
直通電話：092-643-3498  
内線電話：3990  
担当者：清水、永野

## 高病原性鳥インフルエンザの発生に係る発生状況確認検査の結果について

糸島市で確認された高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、移動制限区域内（発生農場を中心とする半径3km以内）の養鶏農場8戸に対して行った発生状況確認検査において、全ての農場で異常のないことを確認しました。

### 1 発生状況確認検査の概要

#### (1) 検査対象

移動制限区域内の養鶏場 8戸

（移動制限対象9戸のうち1戸は空舎のため検査対象外）

#### (2) 検査期間

令和4年12月19日（月）～12月24日（土）

#### (3) 検査結果

すべての農場で異常なし（臨床検査、抗体検査、ウイルス検査）

### 2 今後のスケジュールについて

1月上旬 清浄性確認検査※開始（初動防疫措置完了から10日経過後）

検査結果判明後、搬出制限区域を解除し一部の消毒ポイント運営終了

1月中旬 移動制限区域解除（初動防疫措置完了から3週間経過後）

すべての消毒ポイントの運営終了

※清浄性確認検査：家畜伝染病予防法に基づき、初動防疫措置完了から10日経過後に移動制限区域内の農場を対象に実施する臨床検査、血清抗体検査、ウイルス分離検査

### 3 その他

日本ではこれまで鶏肉及び卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例はありません。